

# 鳥獣保護管理法に係る各種計画の策定状況

平成27年10月30日現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 (※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画(5年計画))		47都道府県
第二種特定鳥獣管理計画 (※ 生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、特に鳥獣の管理を図るための計画(3~5年計画))	ニホンジカ	39都道府県 (策定予定:3県))
	イノシシ	39道県 (策定予定:2県)
	ニホンザル	23府県 (策定予定:1県)
	ツキノワグマ	12府県
	ニホンカモシカ	7県
	カワウ	4県
	ゴマアザラシ	1道
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画 (※ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための実施計画(1年計画))	ニホンジカ	6県(埼玉、神奈川、山梨、長野、岡山、山口)
	イノシシ	2県(福島、岡山)

注:ツキノワグマは、第1種特定鳥獣保護計画を9府県で策定済み

## 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実施状況

平成26年度補正予算(13億円)及び平成27年度当初予算(5億円)で、都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業を支援

平成27年11月27日現在

交付金事業の実施都道府県(交付申請済み)		左記のうち対象鳥獣別の都道府県数	
26年度補正予算分 (予算額:13億円)	23道府県 (他に1県から申請予定)	ニホンジカ	22道府県
		イノシシ	6県
27年度予算分 (予算額:5億円)	13県	ニホンジカ	11県
		イノシシ	5県
計	33道府県	ニホンジカ	31道府県
		イノシシ	10県

注1:計の33道府県のうち4県が、26年度補正予算及び27年度予算の両方を実施

注2:計の33道府県のうち8県が、ニホンジカとイノシシの両方を対象している。